

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
新市建設計画策定小委員会

# 第8回会議資料

日 時：平成15年3月14日（金）17時30分から

場 所：東予市総合福祉センター 2階第1会議室



第 8 回 新市建設計画策定小委員会  
会 議 次 第

日時：平成15年3月14日（金）17：30～  
場所：東予市総合福祉センター 2階第1会議室

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

平成15年度事業計画（案）について

新市建設計画策定の進め方（案）について

新市建設計画策定小委員会の開催日程（案）について

3 次回会議の開催日程について

4 閉会

## 審議事項

### 平成15年度事業計画（案）について

#### 1．新市建設計画（案）の策定

新市将来構想を具現化するためのリーディング・プロジェクト（主要事業）をはじめ、公共施設の統合整備、財政計画などについて、住民意向調査結果など、地域住民等の意見・提言等を十分踏まえた上で、より具体的な検討を行い、新市建設計画（案）を策定する。

#### 2．住民等への周知・啓発

新市将来構想ダイジェスト版の作成・配布をはじめ、新市建設計画の策定過程など、新市建設計画に関する事項について、合併の適否を判断できる材料の1つとして、広く周知・啓発を図る。

#### 3．住民意向の把握及び新市建設計画への反映

各市町単位で住民説明会を開催し、新市将来構想及び新市建設計画（素案）について、地域住民等へ周知するとともに、新市のまちづくり全般にわたる意見・提言を新市建設計画へ反映させる。

#### 4．新市建設計画（案）の報告

新市建設計画（案）を合併協議会へ報告する。

## 新市建設計画策定の進め方（案）について

### 1. 新市建設計画とは

#### (1) 新市建設計画の位置付け

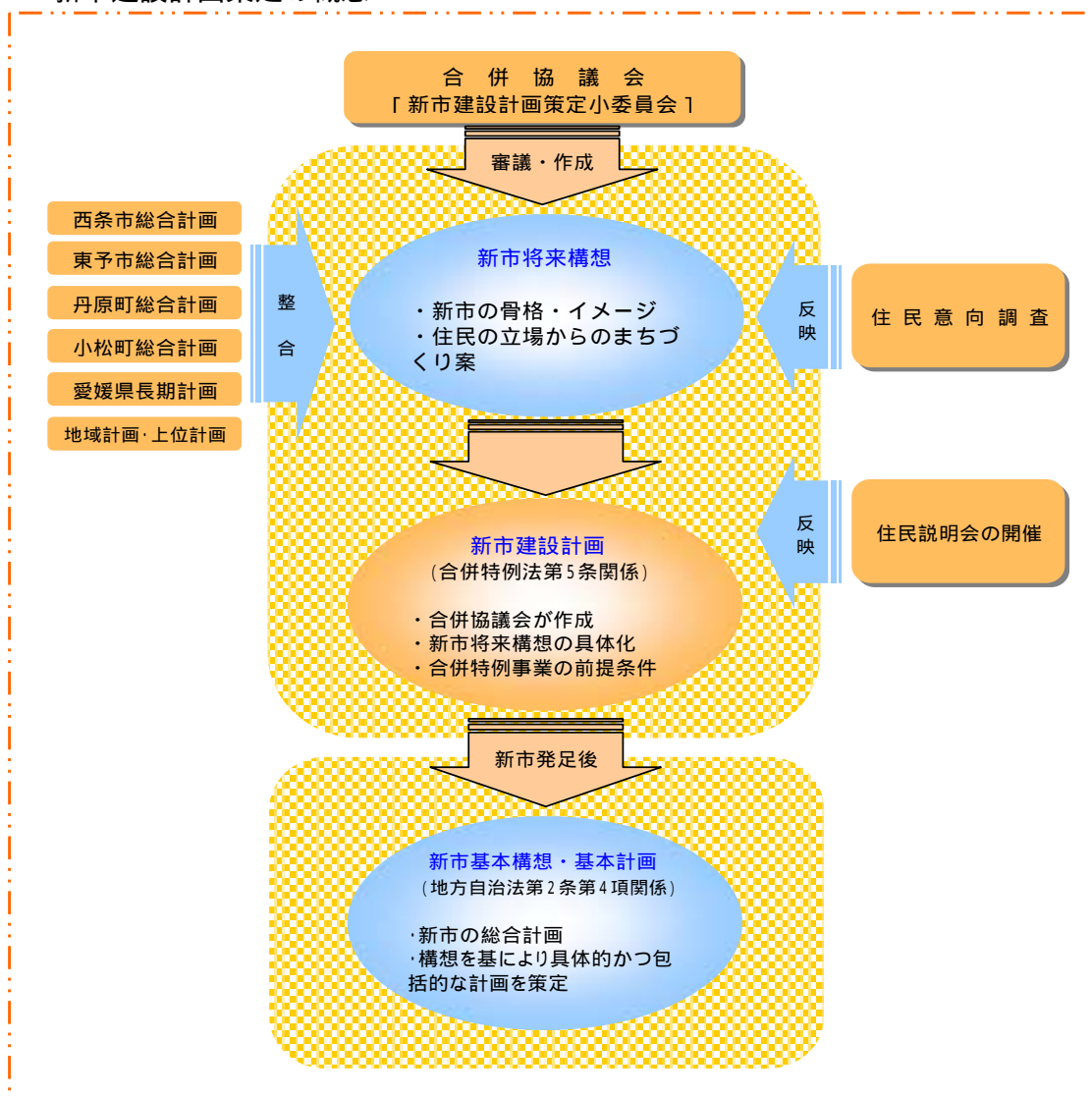
合併特例法第3条第1項の規定により、新市建設計画は合併協議会が作成、変更することとされている。

本計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して、合併市町村の将来に対するビジョンを示し、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

また、新市建設計画に位置付けられた事業については、合併特例法に基づくさまざまな財政支援措置が適用されることとなっている。

なお、新市建設計画の内容は、新市発足後に策定される新市の基本構想や基本計画に引き継がれることとなる。

#### 新市建設計画策定の概念



## ( 2 ) 新市建設計画の内容

新市建設計画の具体的な内容については、あくまで合併協議会において、地域の実情に応じ、合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものであるが、合併特例法第 5 条第 1 項では、概ね次の事項について記載することとされている。

### 新市の建設の基本方針

新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定める必要がある。

### 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項

新市の建設の基本方針を実現するための事業についてその大綱を定めるものであり、財政支援措置を受けることを予定している地方単独事業については、特に明確にしておく必要がある。

### 公共的施設の統合整備に関する事項

支所出張所の統廃合、小中学校の統廃合など、新市の公共的施設の統合整備について定めておく必要がある。

### 新市の財政計画

合併後概ね 10 年程度の期間について定めるものであり、交付税、国又は都道府県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう配慮が必要となる。

( 3 ) 新市将来構想との比較

項 目	新市建設計画	新市将来構想
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併後 10 年間の新市のまちづくりを明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市のまちづくりにおける基本的な考え方を示す。</li> </ul>
一般的な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併に際し、法的に策定が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的に義務づけられたものではない。</li> </ul>
記述内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体事業を中心に、より具体の記述が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きな方向性を示す範囲とする。</li> </ul>
計画対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併後 10 年間 (平成 17 年～平成 26 年)</li> <li>・ 人口計画、財政計画もこれに連動して 10 年間とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市建設計画との関係から、合併後 10 年間が中心となるが、その後の長期的な見通しを踏まえて策定することが望まれる。</li> </ul>
リーディング・プロジェクト (主要事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政計画に大きく影響する事業については、具体的に抽出することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きな方向性の達成のために想定されるプロジェクトを例示する。</li> </ul>

## 2. 新市建設計画策定の基本方針（案）

### （1）計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）第3条第1項及び第5条の規定に基づき作成するもので、西条市、東予市、丹原町及び小松町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、2市2町の速やかな一体性を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

### （2）計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針や、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

### （3）計画の期間

各施策におけるリーディング・プロジェクト（主要事業）、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10カ年度に係るものとする。

### （4）策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定に当たっては、各市町の総合計画をはじめ、国、県及び上位計画との整合性を図りながら、先に策定した新市将来構想を基に、住民の意向を十分に踏まえた、新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進する上での指針を示すものとする。

また、特に以下の点に留意して策定するものとする。

新市建設計画の基本方針を定めるに当たっては、新しい時代を展望した長期的視野に立って、住民の生活や文化等、あらゆる面から地域全体の住民福祉の向上を目指すものとする。

新市の建設を総合的かつ効率的に推進するものとする。

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とするとともに、真に、新市の建設に資する事業の選択や合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすること。

新市の一体性の速やかな確立を図るものとする。

旧市町意識を早期に解消し、新市の建設を進めるための基盤を確立するとともに、行政組織に関しても合併後の一体的な運営による効率化・合理化も図ること。

新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮するものとする。

合併により、新市中心地域と周辺地域での格差が生じないように、振興整備等の方策について、特に配慮すること。

新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

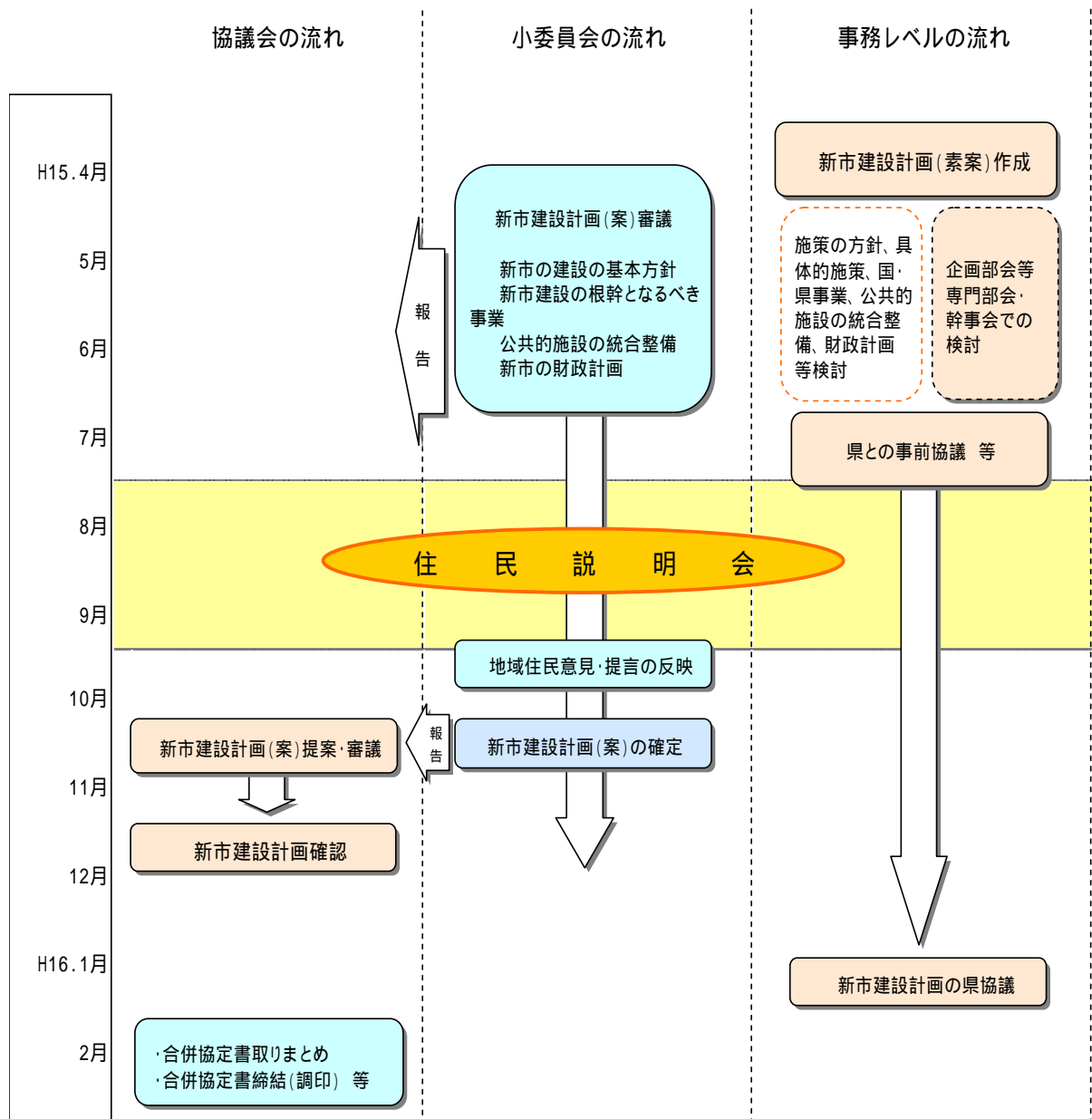
公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次取り組んでいくものとする。

### 3. 新市建設計画の構成（案）

項 目	内 容	備 考
(1) 合併の背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併の必要性</li> <li>・ 合併の目的</li> </ul>	将来構想の 「2. 合併の背景と必要性」 「3. 合併の効果」 をもとに、2市2町に関する部分 を中心に抽出、整理。
(2) 新市建設計画 策定の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の趣旨</li> <li>・ 計画の構成</li> <li>・ 計画の期間</li> </ul>	新市建設計画の位置付けに沿って 整理。
(3) 新市の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市の概況 （地勢・面積・人口等）</li> <li>・ 地域特性と課題</li> </ul>	将来構想の「1. 地域のあらまし と課題」をもとに再整理。
(4) 新市建設の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくりの視点</li> <li>・ 将来像</li> <li>・ 将来推計人口</li> </ul>	将来構想の「5. まちづくりの基 本理念・将来像」を再掲。
(5) 新市の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策分野ごとの施策</li> <li>・ 各分野の主要プロジェクト</li> </ul>	将来構想の「7. まちづくりの体 系」の6つの体系に沿って、より詳 細に記述。 プロジェクト名称を該当箇所に追 加。
(6) リーディング・ プロジェクト （主要事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リーディング・プロジェ クトの抽出</li> <li>・ 整備スケジュールの提示</li> <li>・ 県事業の抽出</li> </ul>	将来構想をもとに、対象事業を再 精査したうえで整理。
(7) 公共施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合整備の考え方</li> <li>・ 重点整備施設</li> </ul>	他小委員会・部会等の進ちょくも 踏まえて、基本的な考え方を記述。
(8) 財政計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前提条件の整理</li> <li>・ 歳入計画</li> <li>・ 歳出計画</li> </ul>	将来構想の「5.(5)」の財政シ ミュレーション結果をもとに、合併 後の主要な建設事業を加えた財政計 画を作成。



#### 4. 新市建設計画策定の流れ



審議事項

新市建設計画策定小委員会の開催日程（案）について

開催日程（案）

	開催日	開催場所
第9回	平成15年 5月 1日（木） 13:30～	西条市役所
第10回	平成15年 5月14日（水） 13:30～	東予市総合福祉センター
第11回	平成15年 5月28日（水） 13:30～	丹原町文化会館
第12回	平成15年 6月 7日（土） 13:30～	小松町役場
第13回	平成15年 6月21日（土） 13:30～	西条市役所
第14回	平成15年 9月29日（月） 13:30～	東予市総合福祉センター
第15回	平成15年10月10日（金） 13:30～	丹原町文化会館
第16回	平成15年11月 7日（金） 13:30～	小松町役場
第17回	平成16年 1月19日（月） 13:30～	西条市役所

### 3 次回会議の開催日程について

(1) 日 時 平成15年5月1日(木) 13時30分から

(2) 場 所 西条市役所 5階大会議室

(3) 主な報告・審議予定事項

[ 審議 ]

新市将来構想ダイジェスト(概要)版について

新市建設計画(案)について

ア. 合併の背景と目的

イ. 新市建設計画策定の方針

ウ. 新市の概況

エ. 新市建設の基本方針

その他